

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、自動車エンジンの鑄造作業等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から右手首に痛みを感じたことから、手術したところ、一旦痛みはなくなったが、翌年〇月頃から再び右手首に違和感を覚え、作業負荷のかからない部署への異動を希望したが、負担が軽減されなかったことにより、治療による回復が困難となるまでに症状が悪化したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「TFCC損傷」（以下「原傷病」という。）と診断された。

請求人は、原傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、不支給とされたため、審査請求を経て再審査請求に及んでいる（平成28年労第529号）。

請求人は、原傷病の治療について、平成〇年〇月〇日をもって中止していたが、平成〇年〇月〇日、手関節尺側部の痛みを訴え、D病院に受診し「TFCC損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

今般、請求人は、本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない

旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の本件傷病について、E医師は、原傷病の診療は平成〇年〇月〇日をもって中止、請求人は平成〇年〇月〇日、手関節尺側部痛を訴え来院、同年〇月〇日をもって診療中止、T F C Cは明らかな断裂ではなく変性が症状の主であり、継続した症状と認識している旨述べている。この点、F医師は、診療が一時中止となっているが、一旦症状固定して同一部位に尺側部痛が出ているので医学上は再発である旨述べており、当審査会としても、原傷病の診療中止から約〇年経過した平成〇年〇月〇日受診時の請求人に認められた症状及びその発症に至る経過に鑑み、決定書理由に説示するとおり、本件傷病は原傷病が再発したものと認められる。
- (2) この点、請求人は原傷病の手術後に十分な療養経過を経ることなく、従前の生産ライン作業に従事させられたことから症状の再発を招いたものであり、業務上である旨主張するが、請求人の原傷病については、当審査会は既に業務上の事由によるものとは認められないと判断しており(平成28年労第529号)、

原傷病が業務上の事由によるものでない以上、請求人の主張を採用することはできない。

(3) また、請求人は本件傷病は原傷病の再発とは考えておらず、別の傷病である旨も主張しているが、請求人は本件傷病発症前に、原傷病発症前と同様の作業に従事していることから、たとえ請求人が主張するように新たに本件傷病を発症したとしても、業務上の事由によるものと認めることはできない。

(4) 以上を総合すると、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。